

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成25年12月5日(2013.12.5)

【公開番号】特開2012-97846(P2012-97846A)

【公開日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2012-020

【出願番号】特願2010-246712(P2010-246712)

【国際特許分類】

F 16 C 11/04 (2006.01)

G 06 F 1/16 (2006.01)

【F I】

F 16 C 11/04 V

G 06 F 1/00 3 1 2 F

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月23日(2013.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は、以上のように構成することにより、ベースフレームの回転用ヒンジシャフトを挟んだ左右の長さを同じ長さにすることができるから、ベースフレームに回転用ヒンジシャフトを挟んで剛性の差異が生じず、かつ、ベースフレームの長さを必要なだけ得ることができるので、安定的に第2筐体を保持でき、かつ、経時変化によって第2筐体が第1筐体に対し捩じれてしまうことなく、良好な閉成状態と開成状態を保つことができるものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

この2軸ヒンジ4は、とくに図1と図5乃至図6に示したように、第1筐体2の後端部上側に所定間隔を空けて取り付けられたところの断面略アングル形状を呈した一对の取付部材5、6の間に、断面略コの字形状を呈したベースフレーム9を上下方向へ回転可能に取り付けた通常の軸ヒンジ7とチルトヒンジ8からなる開閉用ヒンジAと、ベースフレーム9の略中央部に第2筐体3をその取付部11bへ取り付けて支持する支持部材11を水平方向へ回転可能に取り付ける回転用ヒンジBと、ベースフレーム9の下側に取り付けられたところの断面略アングル形状の保持部材12に当該保持部材12が回転可能となるよう取り付けたリンクブロック13と、このリンクブロック13とチルトヒンジ8との間を当該リンクブロック13が非回転となるように連結する連結軸34とで構成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

軸ヒンジ 7 は、とくに図 1 乃至図 6 に示したように、ベースフレーム 9 の一方の側板 9 a に設けた軸支孔 9 c と、筒状のスペーサー 9 d と、軸支孔 9 c と筒状のスペーサー 9 d と取付部材 5 の側板 5 a に設けた円形取付孔 5 b とを貫通して、当該円形取付孔 5 b へその端部 7 c をかしめて固定したフランジ部 7 b 付のヒンジシャフト 7 a と、で構成されており、ベースフレーム 9 の側板 9 a は取付部材 5 の側板 5 a に対してヒンジシャフト 7 a を支点に回転可能に連結されている。尚、この軸ヒンジ 7 の構成は一例であって、実施例のものに限定されない。その他の公知構成のヒンジに代えることができる。さらに、例えばスペーサー 9 d は省略される場合がある。また、指示記号 5 c は取付部材 5 を第 1 筐体 2 へ取り付けるための取付板である。さらに、ベースフレーム 9 の指示記号 9 g はリブ部であり、9 h は取付ネジ孔、9 k は軸受孔である。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

このリンクブロック 13 とチルトヒンジ 8との間に連結軸 34 が設けられている。この連結軸 34 は、とくに図 5 と図 6 及び図 14 に示したように、一端部に設けた係止片 34 a、34 a をチルトヒンジ 8 の押え用ワッシャー 21 の係止溝 21 b、21 b と係合させると共に、他端部に設けた係合溝 34 b、34 b へリンクブロック 13 の係合突部 13 b を挿入係合させている。尚、リンクブロック 13 は、軸ヒンジ 7 の方へ設けてもよいことは前述した。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

この回転用ヒンジ 10 による第 2 筐体 3 の水平方向への回転は、図 1 と図 2 に示したように、第 2 筐体 3 を第 1 筐体 3 に対して上下方向へ 90° 開いた状態から、180° どちらの方向へも可能であるが、180° 回転すると、フリクションクリック機構 23 のスプリングプレート 27、28、29、30 の凸部 27 b、27 b・28 b、28 b・29 b、29 b・30 b、30 b が、クリックプレート 25、26 の凹部 25 c、25 c・26 c、26 c へ嵌入することにより、吸い込まれるようにして回転し、180° でクリック停止する。尚、この第 2 筐体の水平方向の回転角度は、第 1 筐体 2 側から第 2 筐体 3 側へ、筒状のヒンジシャフト 22 内へ通す図示していないコードがあることから規制を受ける。好ましくは左右いずれかの方向へ 180° 回転したところでストップー規制を受けそれ以上回転しないようにすることが好ましい。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】図面

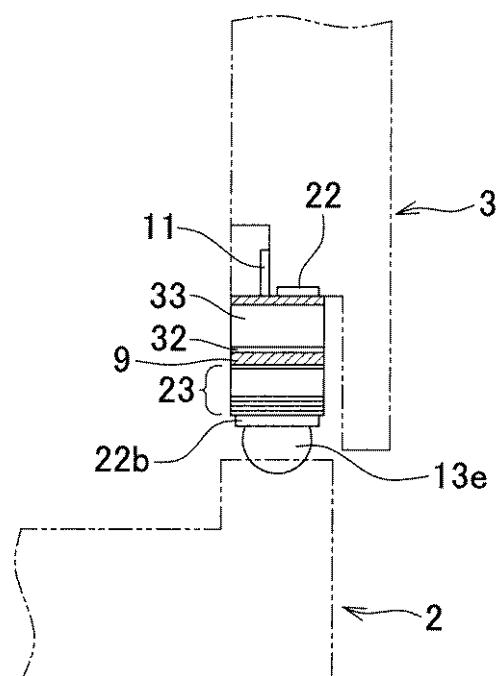
【補正対象項目名】図 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図8】

(a)



(b)

